



先行審査プラントの記載との比較表（工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領について）


先行審査プラントの記載との比較表（工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領について）


先行審査プラントの記載との比較表（工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領について）



先行審査プラントの記載との比較表（工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領について）


《参考》柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機（R1．6．13 提出版）先行審査プラントの記載との比較表（工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領について）




本資料のらち体囲みの内容は，他社の機密事項を含を可能性があるため公開できません。














女川原子力発電所第2号機 $\quad$ 備考






先行審査プラントの記載との比較表（工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領について）





| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機（R1．6．13 提出版） |  |
| :--- | :--- | :--- |
|  |  |




| 赤字：設備，運用，体制及び書類作成ルール等の相違点（設計方針の相違）緑字：記載表現，設備名称等の相違（実質的な相違なし） $\qquad$前回提出時からの変更箇所 | 先行審査プラントの記載との比較表（工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領について） |  | 2020年11月17日 02－補－E－24－0001＿改 1 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機（R1．6．13 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
|  |  | 可搬型主配管の要目表に記載する「個数」の記載方法と <br> 「個数」および「取付箇所」に注記を記載する際の基本的な記載ルールについて <br> 1．要旨 <br> 別表第二の改正により可搬型主配管の要目表に「個数」が追加されたことを受け，その「個数」への記載方法および「個数」，「取付箇所」に注記を記載する際の基本的な記載方法 について以下にまとめる。 <br> 2．「個数」の記載方法 <br> 2.1 「個数」欄には，「技術基準規則で要求される必要な容量を賄える個数」（以下「必要数」という。）と「バックアップの個数」（以下「予備」という。）を記載する。その際，必要数は，括弧外に記載し，予備は，括弧を付し，そのカッコ内に「予備」の記載と個数を示す。 <br> なお，「個数」には単位を記載しないが，管種を識別するため「取付箇所」欄に記載する場合は以下の表記とする。 <br> （1）可搬型ホースについては「本」 <br> （2）可搬型鋼管については「台」 <br> 2.2 可搬型主配管は，使用方法により適用する技術基準規則が異なり，それにより必要数 および予備数も変わることから，個々の基本的な記載パターンを以下に定める。 <br> 2．2．1 基準要求が $2 \mathrm{n}+\alpha$ のもの <br> （例：「建屋外」から「建屋内」に水を供給するための可搬型ホース等） <br> （1）単一の長さの可搬型主配管の場合 <br> - 必要数には， 2 n の本数（台数）を括弧外に記載する。 <br> - 予備数には，$\alpha$ の本数（台数）に括弧を付して記載する。 <br> （2）複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合 <br> - 必要数には，ホース長さごとに必要となる本数を合算した値（ 2 n ）を括弧外に記載する。 <br> - 予備数には，ホース長さごとの予備本数を合算した値（ $\alpha$ ）に括弧を付して記載する。 | グランドルール上の別紙番号の附番方法の相違 |


| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機（R1．6．13 提出版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 2．2．2 基準要求が $\mathrm{n}+\alpha$ のもの <br> （例：「建屋内」のみ使用する可搬型ホース等） <br> （1）単一の長さの可搬型主配管の場合 <br> - 必要数には， n の本数（台数）を括弧外に記載する。 <br> - 予備数には，$\alpha$ の本数（台数）に括弧を付して記載する。 <br> （2）複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合 <br> - 必要数には，ホース長さごとに必要となる本数を合算した値 $(\mathrm{n})$ を括弧外に記載する。 <br> - 予備数には，ホース長さごとの予備本数を合算した値（ $\alpha$ ）に括弧を付して記載する。 <br> 3．「個数」および「取付箇所」に注記を記載する際の基本的な表記方法 <br> 3．1「個数」～の注記方法 <br> 以下に示す「3．1．1」～「3．1．4」の場合には，個数に注記を記載する。 <br> 3．1．1複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合 <br> （1）記載方法 <br> －複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合は，長さごとに必要となる数がわかるように注記を記載する。 <br> 3．1．2設備を兼用する複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合 <br> （1）記載方法 <br> －設備（系統）区分によって，組み合わせる本数（台数）が異なるものは，各設備（系統）区分で必要となる数がわかるように注記を記載する。 <br> 3．1．3 機器に専属するホースの場合 <br> （1）記載方法 <br> －機器の専属ホースであることがわかるように，専属する機器名が判別可能なよう注記で記載する。 <br> 3．1．4 2セットで技術基準規則要求を満たす設備に使用するホースの場合 <br> （1）記載方法 <br> －2セットで基準要求を満たす設備に使用するホースは， 1 セット分の必要本数および予備数と必要なセット数を注記で記載する。 |  |



| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機（R1．6．13 提出版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 1．目的 <br> 「基本設計方針」の基本的な作成要領について定める。 <br> 2．基本設計方針の資料構成 <br> （1）基本設計方針の資料構成は，「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」に記載される「基本設計方針，適用基準及び適用規格」に基づき，技術基準規則の要求を満た すための基本的な設計方針を記載する構成とする。 <br> （2）基本設計方針の記載は，別表第二の施設登場順に「施設（系統）」ごとに作成する。 （例 ：「原子炉本体の基本設計方針」 $\rightarrow$ 「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針」 $\rightarrow$ 「原子炬冷却系統施設の基本設計方針」•••） <br> （3）基本設計方針を作成するにあたり，技術基準規則への適合性を逐条的に示すために，「条文」ごとに基本設計方針を作成した上で，その内容を基に，「施設（系統）」ごとの基本設計方針（以下「基本設計方針」という。）に再構成するための方針を以下に示す。 <br> a．逐条的に示した基本設計方針を条文単位で，各施設（系統）に共通する設計方針と，施設固有の設計方針とに分類し，前者を「共通項目」，後者を「個別項目」とする。 <br> b．基本設計方針の構成は，上記の「共通項目」を第 1 章，「個別項目」を第 2 章とする。共通項目と個別項目の構成については以下に示す。 <br> 【共通項目の基本構成について】 <br> c．共通項目の記載単位は基本的には技術基準規則の条文単位とするが，自然現象，設備に対する要求等の要求内容が同じものについては，複数条文を同一項目にまとめて記載す る。また，記載順序は技術基準規則の条項順を基本とする。共通項目の章立てについて別紙 1 に示す。 <br> d．共通項目は「原子炉冷却系統施設」（以下，「原冷」という。）のみに記載し，その他の施設の共通項目に関する基本設計方針は原冷の記載を適宜呼び込む。 <br> e．原冷の共通項目のらち，「火災」および「溢水等」の基本設計方針はそれぞれ火災防護設備，浸水防護施設の基本設計方針を呼び込む。 <br> 【個別項目の基本構成について】 <br> f．個別項目の記載内容は，逐条的に示した各基本設計方針の中で，当該施設に該当する内容を集約して記載する。個別項目の章立てについて別紙 1 に示す。 <br> g．各施設の「個別項目」の章立てについては，別表第二中欄の「設備別記載事項」の設備項目を基に項目およびその順序を構成する。ただし，技術基準規則等の要求も踏まえな がら，記載項目，順序などは必要により変更する。個別項目の章立てと別表第二との比 | 記載の道正化 |


| 《参考》䄸崎刈羽原子力発電所第7号機（R1．6．13 提出版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第 2 号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 較表を別紙 2 に示す。 <br> h．「個別項目」の別表第二中欄の「設備別記載事項」の設備項目を基にした各項目につい ては，さらに各設備の系統等ごとに章立てを行い記載する。 <br> i．説明性を考慮し，章立ては極力細分化する。 <br> （4）基本設計方針のフォーマットは，変更前後の形式とする。なお，記載内容として技術基準規則の要求事項に変更がないものは，「手続き対象外」であることがわかるよう「記載の適正化」として「変更前」に記載する。また，技術基準規則の要求事項が変更または追加となったものに対する記載は「変更後」に記載し，「手続き対象」であることを識別 する。具体的な方針は以下のとおり。（別紙 3 参照） <br> a．文頭に，設置許可基準規則および技術基準規則ならびにこれらの解釈で定義していない ものについて用語の定義を記載する。 <br> 「用語の定義」に記載するものは，共通項目のらち各施設に該当する用語のみとする。 <br> b．「一部技術基準規則の要求事項が変更または追加となったもの」に対する記載は，「変更前」に変更前の要求に対する基本設計方針を記載し，「変更後」に変更後の要求に対す る基本設計方針を記載する。 <br> －「技術基漼規則の要求事項に変更のないもの」については，「変更前」に基本設計方針 を記載し，「変更後」に「変更なし」と記載する。「1．」，「2．」等の項目のなかで一部でも変更のあるものは，文章が「変更前」と「変更後」で細切れにならないよう，その項目全体を「変更後」に記載する。 <br> d．「技術基準規則の要求事項が新たに追加となったもの」については，「変更前」に「－」 を記載し，「変更後」に新たに基本設計方針を記載する。 <br> e．「技術基準規則の要求事項が新たに追加になったもの」でも，「発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針」等の規格基淮の要求等で，以前から実施しているもの については「変更前」にも記載する。 <br> （5）設計基準対象施設と重大事故等対処設備の記載の組合せ方 <br> 基本的には DB，SA はまとめて記載する。（設計基準対象施設と重大事故等対処設備に要求される条文のらち，双方の「共通事項」として扱える条文については，極力まとめる。） また，DBとSA を分けて記載する必要がある場合は，原則，DB•SA の順序で記載する。一 つの設備や機能が，逐条的に示した基本設計方針の複数条文に記載されている場合は，極力まとめる。その他，説明性を考慮し類似項目は極力まとめた記載とする。 <br> 3．基本設計方針の具体的な記載方法について <br> （1）基本設計方針の具体的な記載方法について示す。 |  |




| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機（R1．6．13 提出版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 設拨名称的相違 |
|  |  |  |  |
|  |  | （b）文中に「配備」，「保管」，「（使用時等に）設置」を用いているもの。（なお，常設設 <br> 備については，「設置」を用いる。） |  |
|  |  |  | 設推名称か相違記轙例の相達 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  | 記誡め道正化 |
|  |  |  <br>  <br>  かるように記載する。 |  |
|  |  |  |  |
|  |  | f．その他 | ルールの明碓化 |
|  |  |  |  |
|  |  | （b）項目め付番は下紀のとおりとする。 |  |
|  |  | 1［付番が例］｜ |  |
|  |  | 12．自然現象 |  |
|  |  | 12.1 地震による損鹪め仿止－ |  |
|  |  |  |  |
|  |  | －（1）耐震放部の基本方針 |  |
|  |  | 1 a．．．． |  |
|  |  | b b. ... |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |


| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機（R1．6．13 提出版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | Iロ。 <br> I（イ）．．． <br> I（ロ）… <br> 4．具体的記載を行うにあたつての注意事項 <br> 1 基本設計方針の冒頭に「概要」，「基本事項」，「基本的考え方」の見出しは記載しない。 2 同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。 <br> 3 文章の語尾については，統一的に「～設計とする。」とはせず，文脈の流れの中で，適切 な語尾とする。 <br> 4 「～の設備を設置している。」，「～することにしている。」等，現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない。（「現状ありき」の表現としない） <br> 5 要目表に記載しない設備は，基本設計方針に記載する。 <br> ただし，設備数が多い場合は，全部を記載すると文章が読みづらくなるため，代表的な設備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。 <br> 6 基本設計方針は，箇条書きではなく，できるだけ文章で繋げて記載する。 <br> 7 用語は，設置許可基準規則（解釈含む）および技術基準規則（解釈含む）の用語を使用し記載する。（必要により設置許可基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換 える。） <br> ただし，用語の置き換えまたは主語の変更を行うことにより，規制対象範囲が変わる場合 があるため，置き換え等の際には，対象範囲の碓認を行うこと。 <br> 8 設置変更許可本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは，基本設計方針に最上位文書である保安規定で定めることを明記する。例えば，「○○しない よう，$\triangle \Delta$ することを保安規定に定める。」と記載する。 <br> 9 添付八のみに記載されている「運用」については，「本当に記載が必要か。」を判断した らえで，以下のとおり対応する。 <br> －基本的には基本設計方針に記載しないが，品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針 の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。 <br> －設置許可基準規則にはなく技術基準規則のみに要求がある条文で運用に関わるものは，基本設計方針に記載する。 <br> 10 設置変更許可本文•添付八に運用•手順として記載がなく，詳細設計段階においては技術基準への適合性を確認するらえで必要と判断した運用•手順の具体的な取扱いについて は，下記の通り記載する。 ○基本設計方針に記載するもの | 記載の適正化 <br> ルールの明確化 |



| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機（R1．6．13 提出版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 事計画の手続きが必要となる部分）を明確にする。 <br> 18 条項号のらち，適用する設備がない要求事項は，「適合するものであることを確認する」審查であることを踏まえ，当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 ただし，技術基準規則要求が「なお・••」のように補足的な説明をしている箇所は，そ の対象設備を設置しない場合，対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。 <br> 19 設置変更許可に記載している概略図の読み込みは，基本設計方針に記載せず，工事計画認可申請書の添付書類として配置図，系統図等で記載する。 <br> 20 技術基準規則の解釈に示された指針•NISA文書•他省令の呼び込みがある場合 <br> は，以下の要領で記載を行う。 <br> （1）設置時に適用される要求など，特定の版の使用が求められている場合は，引用する文書名および版を識別するための情報（施行日等）を記載する。 <br> （2）監視試験片の試験方法を示した規格など，条文等で特定の版が示されているが，保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は，保安規定等の運用の担保先を示すとともに，当該文書名とそのコ ード番号（必要時）を記載する。（例：J E A C 4201－2007 の「－2007」は記載しない。） <br> （3）解釈等に示された条文番号は，該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮 <br> し，条文番号は記載せず，条文が特定できる表題（必要に応じ，上位の表題でも可能）で記載する。 <br> 21 J EAC等の技術評価を行った「技術評価書」は，基本設計方針への読み込みは行わ ない。 <br> 22 表現の注意点について <br> 基本設計方針の本文中に「設置変更許可添付八に規定された仕様を満たす…」の表現は しない。 <br> （添付八の記載は，基本，規制対象外として扱う。） <br> 5．「設置許可基準規則」および「技術基準規則」と「基本設計方針」および「添付書類」等との関係について <br> 基本設計方針の作成にあたり「設置許可基準規則」および「技術基準規則」と「基本設計方針」および「添付書類」等との関係を示すフローを以下に示す。 <br> なお，基本設計方針の作成にあたつては，品質保証のプロセスを経て作成する。 |  |








本資料のらち枓囲みの内容は，他社の機密事項を含を可能性があるため公開できません。





| 《参考》䄸崎刈羽原子力発電所第7号機（R1．6．13 提出版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 記載の道正化 <br> 記載の適正化 |
|  |  | 1．カイド規䅣 | 記载の適正化 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  | について，具体的を娊格番号，名称及で制定又は改䦽年度も合め記載する。」とされ，記載 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  | と示されている。 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  | 記罭しない |  |
|  |  |  |  |
|  |  | 基淮及ひ䙺格に詨当しないためめ試載しない。 |  |
|  |  |  |  |
|  |  | 記械する |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  | 記偖しない |  |
|  |  |  |  |
|  |  | を受けるため，通用が自明であることからら記韯しない。 |  |
|  |  | 4 炉規纬法法よよ |  |
|  |  | 記械しない |  |
|  |  |  しない。 |  |
|  |  |  |  |
|  |  | 即る |  |
|  |  |  |  |
|  |  | されるものではないため，適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。 （年度を含き。） |  |
|  |  |  |  |
|  |  | 3．${ }^{\text {3 }}$ |  |
|  |  |  |  |
|  |  | 記盏する |  |


| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機（R1．6．13 提出版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 適合性判断のための評価基準を明碓化するため，原子力安全委員会指針および専門部会報告書，NISA文書等について記載する。 <br> 7 審查基準【火災防護に係る審査基準】 <br> 記載する <br> 該当する「火災防護に係る審査基準」は，技術基準規則解积に記載されており，適合性判断のための評価基準を明確化するため記載する。 <br> 8 ガイド【竜巻，津波，外部火災他】 <br> 記載する（枠外） <br> 適合性判断のための評価基準を明碓化するため「適用基準及び適用規格」としてではな <br> く，参考として枠外に記載する。 <br> 9 J I S規格，ASME等 <br> 記載する <br> 適合性判断のための評価基準を明碓化するためJIS規格等については，年度および該当 No．を含めて記載する。 <br> なお，記載にあたり，既設設備にあっては，告示501号及びJ SMEにおいて適用 J I <br> S（年度含む）が明記され，既に適正に適用されていることから，J SME材に該当し <br> ないJIS村を使用している部分等について記載する。 <br> 10 学協会規格 【JSUE，JEAG，JEAC】 <br> 記載する <br> 適合性判断のための評価基準を明碓化するため，各設備の設計•製作に適用する学協会規格を記載する。 <br> なお，記載にあたり，各学協会規格に引用される基準•規格については，当該学協会規格に包絡されるため記載しない。 <br> ＊設置時，改造時等に適用した過去の適用基準及び適用規格を含む。 <br> 3．記載栐式 <br> （1）変更前 <br> 工事計画書への適用基準及び適用規格の記載要求については，平成 17 年の電気事業法施行規則の改正で別表第三に規定された。 <br> この記載要求が規定される以前の工事計画書については，適用基準及び適用規格の記載 がないことから，工事計画書記載事項だけからでは変更前の適用基準及び適用規格を確認 できない。 <br> 従って，変更前については，下記について記載する。 <br> （1）平成 17 年以降の工事計画書に記載のある適用基準及び適用規格 <br> （2）建設時より工認審查の前提とされていた「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（通商産業省告示501号）」 | ルールの明碓化 |


| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機（R1．6．13 提出版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  <br>  いた基㕠及び䙺格 | ルールの明碓化 |
|  |  | （2）変更後 |  |
|  |  |  |  |
|  |  | －通用基淮及で通用规格を記載していることから，変更後については，平成17年の施行椇 |  |
|  |  | 則改正以降の工事計画書を含めて，適用基準及び適用規格を記載する。具体的には下記について記載する。 |  |
|  |  | 侮に道用しているもの（平成 17 年以前から通用しておかり，見在も通用しているものを合 む） |  |
|  |  | （2）今回の変更に伴って通用する基淮及ひ䙺格 |  |
|  |  | （3）平成 17 年以降の工事計画書に記載のある適用基漼及び通用規格のらち，現在も適用し ているもの |  |
|  |  | 4．記較方法（記裁整理） |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  | 用する雄設の「個别条文」として鋉理する。 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  | 内容に係ち通用基準•通用規格は諒武じゃない。 |  |






先行審査プラントの記載との比較表（工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領について）


先行審査プラントの記載との比較表（工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領について）


先行審査プラントの記載との比較表（工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領について）


先行審査プラントの記載との比較表（工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領について）




| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機（R1．6．13 提出版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | いった評価方針を記載する。 <br> （4）当該施設に係る技術基準規則および解釈の要求を記載する。 <br> （5）設置変更許可申請書の本文記載事項のらち，技術基準規則および解釈に対応条文のな い設置許可基準規則要求を受けた約束事項があればそれを記載する。 <br> （6）上記以外で関連する規格要求等がある場合も記載する。 <br> 3．適用基淮及び適用規格等 <br> （1）当該添付資料を説明するため纪適用した基準•規格等を記載する。 <br> （2）計算式のよりどころにしたもの等参照した基準•規格等を（1）と区別し，「（参 <br> 照）」として記載する。 <br> （例）3．適用基準及び適用規格等 <br> 適用する規格，基準等を以下に示す。 <br> －「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（平成 2年 8 月 30 日原子力安全委員会）」 <br> （参照）•流体力学の数値計算法 東京大学出版会 <br> 4．評価 <br> （1）「2．基本方針」（2）または（3）項で記載した評価に関する内容の詳細を記載する。 <br> （2）評価や解析を行うにあたつては，評価や解析の基本方針，評価方法，前提条件，評価結果の記載順を基本とした構成とする。 <br> ＜留意事項＞ <br> a．設置許可基準規則への適合性確認として実施した有効性評価にて性能評価を行った ものについては，「有効性評価において性能を有していることを確認した」旨を記載 する。この時，評価条件に合致していることも記載する。 <br> b．評伍解析を行うにあたり，結果を導くまでの過程を後から検証できるよう，前提条件，使用する計算式および入力値等を明確にするとともに，出典元も記載する。 <br> c．ガイド等に準ずる場合，準ずる旨の記載だけでなく，評価や確認した内容も記載す <br> る。 <br> 5．施設の詳細設計方針 <br> （1）当該施設の基本設計方針および要目表記載事項に係る詳細設計方針を記載する。 <br> （2）原則として，設計基準対象施設および重大事故等対処施設の設計方針を融合させた記載とする。 | ルールの明碓化 |


| 《参考》㿟崎刈羽原子力発電所第7号機（R1．6．13 提出版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | （3）融合が困難な場合は，設計基準対象施設および重大事故等対処施設の両方に共通する大枠の考え方を記載した上で，それぞれ特徴的なものを個別に記載する。 <br> （4）「4．評価」も考慮した上で，技術基準規則および解釈ならびに設置許可基準規則を受けて設置変更許可本文に記載している約束事項等の要求に対して，基本設計方針およ び要目表の記載事項が適合していることを記載する。 <br> 〈留意事項〉 <br> a．構造，仕様および設置場所（取付位置）等，変更が生じた際に性能に影響があると考え られるものは記載する。 <br> 別添 <br> （1）設置変更許可時に作成した「まとめ資料」については，工事計画認可申請書の説明書類として添付することの要否を検討する。必要と判断した場合であっても，そのまま添付するのではなく，必要な情報を整理した上で添付する。この時，原則として文章部分 は本文側に含ませ，図表のみを添付する。ただし，工事計画書本文を補足する上で全体 を添付する必要がある場合は，上記によらなくてもよいこととする。 <br> （2）別添を添付する場合は，原則として添付書類本文の章立て等の説明のまとまり（最小単位）に対して一つまでとし，別添番号を文章に溶け込ませてリンク先を明確にする＊ 5。また，複数の別添が該当する場合は，別添の構成を見直し，上記の原則に従う。 <br> （3）各計算書作成の基本方針および評価に用いた計算機プログラム（解析コード）につ いての説明は，VI－5「計算機プログラム（解析コード）の概要」に示す。 <br> ＜留意事項＞ <br> a．別添の中に，さらに別紙や添付資料を付けるような，多重階層的な構成は，極力避ける。 <br> $※ 5:$ <br> （記載例） <br> 屋外に設置又は保管している重大事故等対処設備は，竜巻の影響を受けることから，全 ての重大事故等対処設備を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 <br> 屋外に設置する具体的な重大事故等対処設備については，添付書類「VI－1－1－2－別添 1 屋外に設置されている重大事故等対処設備の抽出」に示す。 <br> ※2：書類全体の構成として，上記に示す標準的なパターン以外に，「4．評価」または「5．施設の詳細設計方針」がないパターンや，分冊構成として詳細に記載するパターンもある ため，添付書類で説明する内容に応じて最適なパターンを選択するなど，柔軟に対応する こととする。 | 計算機プログラムの概要を別添ではなく個別の添付書類（VI -5 シリーズ）として作成する。記載の適正化。 |


| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機（R1．6．13 提出版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 3．説明書固有の特記事項が含まれている作成要領説明書固有の特記事項が含まれている作成要領については，以下に別紙として記載する。 <br> （1）別紙1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書の作成要領 <br> （2）別紙2 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書の作成要領 <br> （3）別紙3 女川第 2 号機強度に関する説明書の記載上の整理について <br> （4）別紙4 女川第2号機 耐震評価を行っている各施設の工認添付書類記載の整理につ いて <br> （5）別紙5 火災，自然現象，溢水，可搬評価に係る強度•耐震評価の方針書および計算書の作成要領 | 発電所名称の相違。発電所名称の相違。 |



| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機（R1．6．13 提出版） | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | （1）表紙 <br> （2）各設定値に対するその根拠についての説明 <br> 4．設定根拠説明書の作成方針 <br> 設定根拠説明書の作成にあたり設備共通部分の作成方針を以下に示す。設定根拠説明書 は要目表の記載に併せて，1設備につき「一つ」とする。 <br> なお，個別設備の作成方針は「7．設定根拠説明の対象項目と作成方針」にて記載する。 <br> （1）記載順序 <br> 各設定根拠説明書の記載の順序は，別表第二中欄の記載順序に準拠し，以下の順とする。 <br> a．装置類（以下の設備に属さない設備） <br> b．熱交換器 <br> c．ポンプ <br> d．容器（ガスボンベを含む） <br> e．貯蔵槽 <br> f．万過装置 <br> g．安全弁および逃がし弁 <br> h．主要弁 <br> i．主配管 <br> j．再結合装置ならびに電熱器 <br> k．送風機 <br> 1．排風機 <br> m．フィルタ <br> （2）技術基準規則第五条および第十二条の変更のみで申請対象となる設備 <br> a．技術基準規則第五条変更に伴う申請対象設備 <br> 既存の設備であり，技術基準規則第五条変更に伴う申請対象設備として，新たな耐震 S クラス設備，共振のおそれのある耐震 B クラス設備の記載の適正化として，要目表を作成 する設備については，設定根拠説明書を作成しない。 <br> b．技術基準規則第十二条変更に伴う申請対象設備 <br> 既設設備であり，技術基準規則第十二条変更に伴う申請対象設備として，溢水防護上の配慮が必要な高さの記載の適正化として，要目表を作成する設備については設定根拠説明書を作成しない。 |  |



| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機（R1．6．13 提出版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | －上記要求事項に対して，要求される機能を満足する上で，必要な系統構成等を記載する。 （記載例（5）参照） <br> 「系統構成等を記載するにあたつては，原則，基本設計方針に記載する機能喪失を想定する7設備，使用する設備，系統構成等を記載する。複数の条文に対して，系統構成等が同じであ る場合は，まとめて記載するが，記載項目が多岐に亘る場合には，箇条書きで記載する。 <br> c．配管 <br> 配管については設計基準対象施設および重大事故等対処設備の系統概略を記載する。 （記載例（6）参照） <br> d．重大事故等時に流路として使用する設備 <br> 重大事故等時に設計基準対象施設の一部を流路として使用する設備については設計基準対象施設および重大事故等対処設備の系統概略を記載する。 <br> 5．設定根拠説明書内で記載する「同様の使用方法」の定義 <br> 設計基準対象施設として使用する設備を重大事故等時においても使用する場合の設定根拠説明書内に記載する「設計基準対象施設と同様の使用方法」とは，各設備の記載内容（容量，圧力，温度等）のうち，設計基準対象施設として使用する場合の設計条件と変わらない場合（注）に使用する。 <br> ただし，対象配管の上流に当該設備の設定の根拠となる設備（冷却器，ポンプ等）がある場合には，その設備の重大事故等時における使用圧力，使用温度を基に配管の重大事故等時の根拠を記載する。 <br> （注）重大事故等時の条件が設計基準対象施設の設計段階にて基とした条件（系統構成，流体 の種類等）と同じ。 <br> （記載例（8）参照） <br> 6．重大事故等時に使用する場合の圧力および温度について <br> 重大事故等対処設備については，重大事故等時において使用する場合の圧力および温度 に関して記載することから，施設区分の冒頭の設定根拠の最高使用圧力および最高使用温度の項目にて注記を付記し，重大事故等時において使用する場合の圧力および温度である ことを記載した上で以降省略する旨を記載する。 |  |



先行審査プラントの記載との比較表（工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領について）





| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機（R1．6．13 提出版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 最高使用温度 <br> ${ }^{\circ} \mathrm{C}$ <br> －最高使用温度を設定した条件を示し，そのときの温度を示した上で，最高使用温度の設定根拠を記載する。なお，他の機器の最高使用温度に準じる場合は，上流側の機器を基本 とし，下流側の機器を呼込を場合は，下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに，互いに呼込まないよう留意する。また，複数の系統構成がある場合は，その旨を記載し， どの系統を根拠としているか記載する。 <br> －設計基準対象施設の最高使用温度と重大事故等時の使用温度が異なる場合は，それぞれ記載する。 <br> 個数 <br> - 常設設備については設置個数を，可搬型設備については保有数を記載する。 <br> - 設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については，それぞれの個数の根拠を記載する。 <br> 貯蔵槽 <br> 容量 <br> $\mathrm{m}^{3} /$ 個 <br> - 容量を設定した根拠とその必要容量を記載する。 <br> - 公称値の設定根拠についても記載する。 <br> 最高使用圧力 <br> MPa <br> －最高使用圧力を設定した条件を示し，そのときの圧力を示した上で，最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお，他の機器の最高使用圧力に準じる場合は，上流側の機器を基本 とし，下流側の機器を呼込む場合は，下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに，互いに呼込まないよう留意する。また，複数の系統構成がある場合は，その旨を記載し， どの系統を根拠としているか記載する。 <br> －設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は，それぞれ記載する。 |  |


| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機（R1．6．13 提出版） | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 最高使用温度 <br> ${ }^{\circ} \mathrm{C}$ <br> －最高使用温度を設定した条件を示し，そのときの温度を示した上で，最高使用温度の設定根拠を記載する。なお，他の機器の最高使用温度に準じる場合は，上流側の機器を基本 とし，下流側の機器を呼込む場合は，下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに，互いに呼込まないよう留意する。また，複数の系統構成がある場合は，その旨を記載し， どの系統を根拠としているか記載する。 <br> －設計基準対象施設の最高使用温度と重大事故等時の使用温度が異なる場合は，それぞれ記載する。 <br> 個数 <br> - 常設設備については設置個数を，可搬型設備については保有数を記載する。 <br> - 設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については，それぞれの個数の根拠を記載する。 <br> ろ過装置 <br> 容量 <br> $\mathrm{m}^{3} / \mathrm{h} /$ 個 <br> - 容量を設定した根拠とその必要容量を記載する。 <br> - 複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は，容量の内訳を記載する。 <br> - 公称値の設定根拠についても記載する。 <br> 最高使用圧力 <br> MPa <br> －最高使用圧力を設定した条件を示し，そのときの圧力を示した上で，最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお，他の機器の最高使用圧力に準じる場合は，上流側の機器を基本 とし，下流側の機器を呼込む場合は，下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに，互いに呼込まないよう留意する。また，複数の系統構成がある場合は，その旨を記載し， どの系統を根拠としているか記載する。 <br> －設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は，それぞれ記載する。 | 記載の適正化。 <br> 単位（記載例）の差異 |



| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機（R1．6．13 提出版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第 2 号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | とし，下流側の機器を呼込む場合は，下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに，互いに呼込まないよう留意する。また，複数の系統構成がある場合は，その旨を記載し， どの系統を根拠としているか記載する。 <br> －設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は，それぞれ記載する。 <br> 最高使用温度 <br> ${ }^{\circ} \mathrm{C}$ <br> －最高使用温度を設定した条件を示し，そのときの温度を示した上で，最高使用温度の設定根拠を記載する。なお，他の機器の最高使用温度に準じる場合は，上流側の機器を基本 とし，下流側の機器を呼込む場合は，下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに，互いに呼込まないよう留意する。また，複数の系統構成がある場合は，その旨を記載し， どの系統を根拠としているか記載する。 <br> －設計基準対象施設の最高使用温度と重大事故等時の使用温度が異なる場合は，それぞれ記載する。 <br> 個数 <br> － <br> - 常設設備については設置個数を，可搬型設備については保有数を記載する。 <br> - 設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については，それぞれの個数の根拠を記載する。 <br> 主配管 <br> 最高使用圧力 <br> MPa <br> －最高使用圧力を設定した条件を示し，そのときの圧力を示した上で，最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお，他の機器の最高使用圧力に準じる場合は，上流側の機器を基本 とし，下流側の機器を呼込む場合は，下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに，互いに呼込まないよう留意する。また，複数の系統構成がある場合は，その旨を記載し， どの系統を根拠としているか記載する。 <br> －設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は，それぞれ記載する。 <br> －複数の最高使用圧力を設定する配管のらち，それぞれの設定根拠に明碓な差異がない場合は，前段で複数設定する根拠を記載する。 | 記載の適正化 <br> 記載の適正化 |







| 《参考》㿟崎刈羽原子力発電所第7号機（R1．6．13 提出版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 記載の通正化 |
|  |  | においては，左相から「設置変更許可申請書「本文（五号）」」，「設置変更許可申請書「添付書類八」該当事項」，「設計及ぴ工事の計画 該当事項」，「整合性」およよび「備 | 記盛の道正化 |
|  |  | 考」を記載する。なおっ，設置変更許可申請書「本文（十另）」については，設置変更許可电請書「本文（五号）」内の該当简所に挿入する。 |  |
|  |  | 可中請書 「本文（五号）」内の該当䉪所に挿入する。 <br> 設置変更許可申請書「本文（十一号）」に閉する説明書に化わいては，左相から「設置 |  |
|  |  | 設置変更許可申請書「本文（十一号）」に関する説明書においては，左湘から「設置変更許可申請書「本文（十一号）」」，「設計及び工事の計画 該当事項」，「整合性」 およ | 法令改正に伴亏道記。 |
|  |  | び「㣯考」を坛誡する。 |  |
|  |  | （記裁例包参照） |  |
|  |  | （3）「㟲咕及びT | 漊 |
|  |  | 通を記載し，「基本譈計方鉎「であること |  |
|  |  |  |  |
|  |  | （記戴例岛参照） |  |
|  |  | また，要目表を記載する場合は，施設区分を記載し，「要目表」であることも記載す る。 |  |
|  |  | （記裁例或参照） |  |
|  |  |  | 法令改正に伴う名称か相違。 |
|  |  | 申請書「本文（五号）」，「本文（十一号）」と同等の「設計及び工事の計画」の記載箅所 に実線のアンダーラインを引く。 | 法合改正に伴亏道記。 |
|  |  | （动或例國参䝮） |  |
|  |  |  | 法合改正に伴 5 名称か相違。 |
|  |  | 加設置变更䛨可由請書「本文（五号）」」「本文（十一号）」と整合していることを「整合性）相に記楎する。 | 法令改正に伴ら追記。 |
|  |  | （言裁例（1）参照） |  |
|  |  |  |  |
|  |  | の昌頭に整合結果を緵括して祀載する。 |  |
|  |  | 設置変更許可申請書「本文（十号）」との整合性に関する補足説明は一重枓囲みによ り記載する。 |  |
|  |  |  |  |
|  |  | 夫た，「本文（五号）」，「本文（＋一号）」との整合性红成する補足説明は原則と | 法令改正に伴5追記。 |
|  |  |  る。 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |




先行審査プラントの記載との比較表（工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領について）

| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機（R1．6．13 提出版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 女川第 2 号機 強度に関する説明書の記載上の整理について <br> 1．基本的考え方 <br> 今回の工事計画認可申請設備について，新たに制定された「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成 25 年 6 月 28 日原子力規制委員会規則第六号）（以下「技術基準規則」という。）のうち強度に関する要求事項への適合性については「強度に関する説明書」に記載する。また，自然現象等特殊な荷重を考慮した評価等は，施設や機器等の単位で整理する方針とし，それらの資料は「強度に関する説明書」の「別添」として扱 う。 <br> 2．整理方針 <br> （1）強度評価の対象範囲は，今回申請の工事計画本文に記載の機器等のうち技術基準規則 において材料および構造の要求のある機器や防護設備等で強度評価が必要となる機器等 とする。 <br> （2）「強度に関する説明書」については，発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイ ドにおいて，「技術基準規則第 17 条及び第 55 条の規定並びに第 31 条，第 48 条及び第 78条により準用する火力省令の構造強度に関する規定に適合することを示す必要があり，技術基準規則で分類されているクラスに応じた強度評価の内容を説明することとする。」 と記載されていることから，添付書類としての記載対象機器は，要目表および基本設計方針記載のクラス区分に該当する容器，管，ポンプ，弁およびそれら機器を支持する支持構造物とする。 <br> また，技術基準規則第 17 条の解釈により引用されている JSUE 設計•建設規格では，設計上定める条件または各運転状態における最高使用圧力（内圧含む）および設計機械的荷重（自重および配管反力等）に対して許容応力を定めて評価することが定められて おり，設計機械的荷重には地震荷重は含めず，地震荷重は別途取扱うとされていること から設計条件および各運転状態に対する評価とする。 <br> （3）自然現象等特殊な荷重を考慮した評価が必要な機器等および技術基準規則の機器区分 に該当しない機器等の強度評価については，「強度に関する説明書」の別添として整理し説明する。具体的な説明書および対象機器を「表1「強度に関する説明書」別添で整理を | グランドルール上の別紙番号 の附番方法の相違。発電所名称の相違。 <br> 記載の適正化 |



| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機（R1．6．13 提出版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 女川第2号機耐震評価を行っている各施設の <br> 工認添付書類記載の整理について <br> 1．基本的な考え方 <br> 技術基準規則第 11 条，第 52 条に係る「火災防護設備」，第 12 条に係る「溢水防護に係 る設備」のうち，基準地震動 S s に対して機能を保持するとしている設備については，そ の耐震計算方法が第 5 条および第 50 条に基づき実施する耐震計算方法と共通であることか <br> ら，これらの設備の耐震計算書を添付書類「VI－2 耐震性に関する説明書」にまとめる。 <br> また，第 54 条に係る「可搬型重大事故等対処設備」についても同様に，基準地震動 S s に対して機能を保持していることの評価を実施していることから，その耐震計算書を添付書類「VI－2 耐震性に関する説明書」にまとめる。 <br> ただし，上記の設備は技術基準規則第 5 条または第 50 条（地震による損傷の防止）以外 への適合性を説明する上で，基準地震動S s に対する耐震性を碓認しているものであるこ とから，添付書類「VI－2 耐震性に関する説明書」の別添として整理する。 <br> 2．整理方針 <br> （1）添付書類「VI－2 耐震性に関する説明書」 <br> ○添付書類VI－2 は，第4条および第49条（地盤）ならびに第5条および第50条（地震に よる損傷の防止）に適合することを説明することを基本とする。 <br> ○上記条文以外への適合性を説明する各資料にて，基準地震動 S s に対して機能を保持す るとしている以下の設備の耐震計算書については，添付書類VI－2 の別添として示す旨 <br> を，添付書類「VI－2－1 耐震設計の基本方針」に記載する。 <br> - 火災防護設備 <br> - 溢水防護に係る設備 <br> - 可搬型重大事故等対処設備 <br> ○機能維持評価における機能確認済加速度について，添付書類「VI－2－1－9 機能維持の基本方針」に施設共通となる機能確認済加速度を記載する。 <br> また，これとは異なる機能確認済加速度として，加振試験等を実施して得られたもの を適用する場合には，各計算書に加振試験等の方法と得られた機能確認済加速度を明記 する。 | グランドルール上の別紙番号 <br> の附番方法の相違。 <br> 発電所名の相違。 <br> 法改正に伴う添付書類附番の <br> 変更 $(V \Rightarrow V I)$ 。 <br> 76 条の可搬型設備に関しては <br> 54 条の要求で包絡されること から記載しない。 <br> 法改正に伴ら添付書類附番の変更 $(\mathrm{V} \Rightarrow \mathrm{VI})$ <br> 法改正に伴ら添付書類附番の変更 $(\mathrm{V} \Rightarrow \mathrm{VI})$ <br> 法改正に伴う添付書類附番の <br> 変更（V $\Rightarrow V I)$ |



| 《参考》䅛崎刈羽原子力発電所第7号機（R1．6．13 提出版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 火災，自然現象，溢水，可搬評価に係る強度•耐震評価 の方針書および計算書の作成要領 <br> 1．概要 <br> 本資料は，別添資料とする自然現象等の荷重を考慮した技術基準規則第 17 条および第 55条対象外の強度評価に係る方針書および計算書の作成要領，ならびに技術基準規則第5条 および第 50 条対象外の耐震評価に係る方針書および計算書の作成要領を示す。 <br> なお，本要領を適用するものは，火災防護の耐震別添，津波の強度別添，溢水の強度およ び耐震別添，可搬の耐震別添，竜巻の強度別添，ならびに火山の強度別添とする。 <br> 2．各評価に係る添付書類および強度•耐震評価の別添資料の構成 <br> 火災，自然現象，溢水，可搬評価に係る評価書，ならびに別添資料として作成する強度•耐震に係る方針書および評価書に関する構成は，以下のとおりとする。 <br> （1）各評価に係る添付書類は，基本設計方針を受けて各評価に対する防護設計の考え方を具体化する。各評価の添付書類は，基本方針，評価対象施設の選定，施設の設計方針（1）等で構成する。施設の設計方針（1）には，強度•耐震評価の方針を記載し，各施設に関 する要求機能，性能目標，評価方針，荷重条件等を示す。 <br> （2）別添資料とする強度•耐震評価の基本方針（2）は，施設の設計方針（1）または添付書類「VI－2 耐震性に関する説明書」で整理される耐震評価の各方針または方法（44）を受けて，個別の施設の強度•耐震評価の方針を示すものであり，強度•耐震評価に必要な事項のうち，各施設の評価に共通する荷重および荷重の組合せ，許容限界，評価方法等を記載する。 <br> （3）別添資料とする強度•耐震計算書（3）は，強度•耐震評価の基本方針（2）を受けて個別施設の評価結果を示すものであり，施設ごとに実際に用いる評価条件，評価方法，評価結果等を記載する。 | グランドルール上の別紙番号 <br> の附番方法の相違。 <br> 法改正に伴う添付書類附番の変更（ $\mathrm{V} \Rightarrow \mathrm{VI}$ ） |





| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機（R1．6．13 提出版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第 2 号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | （記載例：全体の流れ） <br> 耐震評価は，「2．1 評価対象施設」に示す評価対象施設（設備）を対象として，「3．荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界」で示す○○荷重と組み合わせすべき他の荷重によ る組合せ荷重（による応力等）が許容限界内にあることを「4．耐震評価方法」に示す評価方法を使用し，「5．適用規格」に示す適用規格を用いて確認する。 <br> 2．1評価対象施設 <br> －上位文書である施設の設計方針で設定する評価対象施設及び上位文書である施設の設計方針又は耐震設計の方針•方法で設定する構造計画を引用し，配置概要及び評価対象部位を記載する <br> 2． 2 評価方針（可搬評価等，評価項目，評価内容が多岐にわたるもの） <br> －上位文書である施設の設計方針で設定する評価方針を引用し，何の設備に何の評価項目（計算式，減衰定数等）が適用されるかを分かるように，評価対象部位単位で評価項目との関連を示す。また，適用の考え方をルール化する。更に，3．以降の評価内容を説明する。（可搬評価のように，評価内容が多岐にわたる場合。） <br> 3．荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界 <br> －上位文書である施設の設計方針で設定する荷重及び上位文書である耐震計算の方針•方法で設定する荷重の組合せの考え方を引用し，記載する。 <br> －上位文書である施設の設計方針で設定する構造強度上の性能目標及び評価方針を引用 <br> し，評価対象部位ごとに許容限界を設定する。 <br> －計算機プログラム（解析コード）を用いて解析する場合を除き，原則，各計算書で用 いる荷重及び許容値の算定式をモデル図等とともに記載する。計算書に記載する場合 は，計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。 <br> 4．耐震評価方法 <br> 4． 1 地震応答解析 <br> －地震応答解析の基本方針，地震応答解析に用いる入力地震動，解析方法及び解析モデ ル，設計用減衰定数，実施した試験概要等の順番で，評価内容が具体的に分かるよう に記載する。 <br> －適用寸法の考え方（公称値，下限値等）を記載する。 <br> 4.2 応力評価（又は耐震評価） <br> - 応力評価（又は耐震評価）の基本方針，評価方法の考え方等を記載する。 <br> - 計算機プログラム（解析コード）を用いて解析する場合を除き，原則，各計算書で用 いる応力評価（又は耐震評価）の算定式を記載する。併せて，モデル化の考え方，モ デルの諸元，境界条件等を記載する。計算書に記載する場合は，計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。 | 記哉の这正化 |
| 本資料のらち枓囲みの内容は，他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。 |  |  |  |


| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機（R1．6．13 提出版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | （記載例：構造強度評価） <br> 評価対象施設（設備）を対象として，［想定する荷重（による応力等）］が許容限界内 にあることを［使用する評価方法］により確認する。 <br> 4． 3 機能維持評価 <br> －各設備で要求される動的機能，電気的機能等の機能維持の評価方針，実施した試験概要等を記載する。 <br> （記載例：機能維持評価） <br> 評価対象施設（設備）が，［想定する荷重（による加速度等）］に対して，機能を保持 （維持）することを，機能維持評価により確認する。 <br> 4． 4 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せの考慮 <br> - 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せ評価の方針を記載する。 <br> -  2 方向の評価方法，評価結果については，別添○○として記載する関連付けを記載す <br> る。 <br> 5．適用規格 <br> －評価に用いる適用規格を記載する。 <br> 5．別添強度計算書（3）の記載要領 <br> 別添資料として作成する強度計算書は，自然現象等特殊な荷重を考慮した評価を実施す ることから，評価方針，評価方法および評価結果等を記載することとしており，J S ME規格に基づいた添付書類の強度計算書とは構成が異なる。したがって，別添資料とする強度計算書は，同様の構成となる耐震計算書を参考に基本的に以下の構成とする。 <br> なお，評価内容に応じ，該当がない項目については記載不要とし，記載項目の順序が前後 することは可とする。 <br> 1．概要 <br> －上位文書である強度評価の方針書の評価方針を引用し，強度評価の目的及び範囲を明確にする。 <br> （記載例） <br> 本資料は，資料○○別添○○「○○」に示すとおり，○○（個別施設）が○○（ハザ ード）においても，○○機能の維持を考慮して，主要な構造部材が構造健全性を有する こと（又は，主要な構造部材が○○機能を保持可能な構造強度を有すること，等）を確認するものである。 |  |


| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機（R1．6．13 提出版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第 2 号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 2．基本方針 <br> －上位文書である強度評価の方針書に示す構造計画のとおり，「2．1位置（又は配置）」及び「2．2 構造概要」を設定していることを記載する。 <br> 2.1 位置（又は配置） <br> －上位文書である強度評価の方針書で設定している構造計画等を引用し，施設の位置 （又は配置）を記載する。 <br> －位置によって評価の条件が変更となるものは，施設の配置図を記載する。 <br> 2． 2 構造概要 <br> －上位文書である強度評価の方針書で設定している構造計画等を引用し，施設の構造図，部位，寸法を記載する。 <br> －評価対象施設が複数存在する場合は，代表の概要図を示す。本文に記載する部村は構造図中で明示する。 <br> 2． 3 評価方針 <br> －上位文書である強度評価の方針書で設定している荷重条件，許容限界等を引用し，評価の方針として，「3．強度評価方法」以降で実施する評価方法の内容を記載する。 2.4 適用規格 <br> －個別評価に用いる適用規格を記載する。 <br> 3．強度評価方法 <br> 3.1 記号の定義 <br> －評価に使用する記号の定義を記載する。過去の工事計画書の例にならい，記号の定義 <br> は，記号表として記載するかっあるいは当該式の下に記載する。 <br> 3． 2 評価対象部位 <br> －上位文書である強度評価の方針書で設定している評価対象部位を引用し，詳細な評価対象部位及び部位選定の考え方を記載する。 <br> －同じ評価方法で評価する部位が複数あり，代表部位で記載する場合は，最も評価が厳 しくなる部位を選定していることを説明する。 <br> 3.3 荷重及び荷重の組合せ <br> －上位文書である強度評価の方針書で設定している荷重及び荷重の組合せを引用し，施設の評価対象部位ごとの荷重及び組合せ荷重を具体的に記載する。 <br> －上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の荷重算出方法等を引用して記載す る場合は，引用する内容が分かるように記載する。 <br> －上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は，具体的に説明 する。 <br> 3.4 許容限界 |  |
|  |  |  |  |


| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機（R1．6．13 提出版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | －上位文書である強度評価の方針書で設定している許容限界を引用し，施設の評価対象部位ごとに許容限界を記載する。 <br> －上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の許容値等を引用して記載する場合 は，引用する内容が分かるように記載する。 <br> －上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は，具体的に説明 する。 <br> 3． 5 評価方法 <br> －上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の計算方法，計算式，解析手法等を引用して記載する場合は，引用する内容が分かるように記載する。 <br> －上位文書で設定していない個別の計算式，解析手法，試験結果等を用いて評価する場合は，具体的に説明する。 <br> 4．評価条件 <br> －評価結果の妥当性を確認する上で必要となる，設計条件，評価用加速度，機器要目等 の評価条件を記載する。計算書の前段で記載する評価条件についても，必要により再掲する。 <br> （記載例） <br> 添付書類○○，○○の耐震計算書フォーマットに記載される評価条件 <br> 5．強度評価結果 <br> －評価結果，許容値等を記載する。 <br> 6．別添耐震計算書（③）の記載要領 <br> 別添資料として作成する各耐震計算書は，基本的に以下の構成とする。ただし，該当がな い項目については，記載不要とする。地震応答解析と応力評価（または耐震評価）が一連の評価となる場合等は，必要によりまとめて記載する。評価内容等に応じて，記載項目の順序は前後する。 <br> 1．概要 <br> －上位文書である耐震評価の方針書の評価方針を引用し，耐震評価の目的及び範囲を明確にする。 <br> （記載例） <br> 本資料は，別添資料○○「○○」に示すとおり，○○（個別施設）が基準地震動 S s による地震力に対しても○○機能を維持するために，耐震性を有することを確認するも のである |  |



| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機（R1．6．13 提出版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | －入力地震力に設計用床応答曲線を用いる場合は，機器の設置位置を記載する。 <br> 3．4解析モデル及び諸元 <br> －解析モデル，解析モデルの考え方，解析モデルの諸元，境界条件等を記載する。 <br> 3.5 地震応答解析結果（又は固有値解析結果） <br> －地震応答解析（又は固有值解析）の結果（固有値，モード図，応力解析の入力となる荷重，変位，加速度等）を記載する。 <br> 4．応力評価（又は耐震評価） <br> 4． 1 基本方針 <br> －上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価方針を引用し，評価の流れが分かるように，応力評価（又は耐震評価）の目的，考え方，耐震クラス等を記載する。 <br> 4.2 評価対象部位 <br> －上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価対象部位を引用し，詳細な評価対象部位及び部位選定の考え方を記載する。 <br> －同じ評価方法で評価する部位が複数あり，代表部位で記載する場合は，最も評価が厳 しくなる部位を選定していることを説明する。 <br> 4． 3 荷重及び荷重の組合せ <br> －上位文書である耐震評価の方針書で設定している荷重及び荷重の組合せを引用し，評価対象部位ごとの荷重及び組合せ荷重を具体的に記載する。 <br> －上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の荷重算出方法等を引用して記載す る場合は，引用する内容が分かるように記載する。 <br> －上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は，具体的に説明 する。 <br> 4． 4 許容限界 <br> －上位文書である耐震評価の方針書で設定している許容限界を引用し，評価対象部位 ごとに許容限界を記載する。 <br> －上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の許容值等を引用して記載する場合 は，引用する内容が分かるように記載する。 <br> －上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は，具体的に説明 する。 <br> 4.5 評価方法 <br> －上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の計算方法，計算式，解析手法等を引用して記載する場合は，引用する内容が分かるように記載する。 <br> －上位文書で設定していない個別の計算式，解析手法，試験結果等を用いて評価する場合は，具体的に説明する。 |  |


| 《参考》的崎刈羽原子力発電所第7号機（R1．6．13 提出版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | －計算に使用する記号の定義を記載する。過去の工認資料の例にならい，記号の定義 <br> は，記号表として記載するかっあるいは当該式の下に記載する。 <br> 5．機能維持評価 <br> 5． 1 基本方針 <br> －上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価方針を引用し，解析の流れが分かるように，機能維持評価の目的，考え方等を記載する。 <br> 5.2 評価対象部位 <br> －上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価対象部位を引用し，詳細な評価対象部位及び部位選定の考え方を記載する。 <br> 5． 3 許容限界 <br> －上位文書である耐震評価の方針書で設定している許容限界を引用し，評価対象部位 ごとに許容限界を記載する。 <br> 5． 4 評価方法 <br> －上位文書である耐震評価の方針書の機能維持方針を引用し，機能維持評価の方法を記載する。具体的には，評価対象の応答加速度が，「5．3許容限界」で示す機能確認済加速度等の許容限界以下となることを確認する等を記載する。 <br> 6．評価条件 <br> －評価結果の妥当性を確認する上で必要となる，設計条件，評価用加速度，機器要目等 の評価条件を記載する。計算書の前段で記載する評価条件についても，必要により再掲する。 <br> （記載例） <br> 添付書類：○○，○○の耐震計算書フォーマットに記載される評価条件 <br> 7．強度評価結果 <br> －許容限界，耐震評価結果，評価結果等を記載する。 |  |







本資料のらち枓囲みの内容は, 他社の機密事項を含を可能性があるため公開できません。




本資料のらち体囲みの内容は, 他社の機密事項を含を可能性があるため公開できません。

| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機（R1．6．13 提出版） | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | c．重大事故等対処設備として使用する既存の設備のうち，既工事計画書に図面の記載が あるものについては，構造図自体は添付せず，添付図面の目次に該当する設備の許認可情報（「認可（届出）年月日」，「認可（届出）番号」および「添付図面名称」）を記載す る。 <br> d．非常用電源設備の「内燃機関」に関する記載方法について，その設備に附属する要目表記載機器（調速装置，非常調速装置等）の取付け位置がわかるように図中に記載す る。 （11／13：（1）参照） <br> 4．別紙 <br> 別紙1：記載例 | 別䋊名称庄記裁 |
|  |  | 7－別紙 1 <br> 記載例 | 記㳦例は省略 <br> グランドルール上の別镍番番 <br> の附番方法の相違 |









【 申請書（要目表•基本設計方針他）の構成 】


別紙－1


兼用先の要目表（主配管）の例


【中略】
注記 $* 1$ ：外径は公称値を示す
4.




工事計画の補正における添付書類の添付要否の考え方について（先行プラント比較）
本資料のうち鈢囲みの内容は，他社の機密事項を合む可能性があるため公開をきませせん。


工事計画の補正における添付書類の添付要否の考え方について（先行プラント比較）


工事計画の補正における添付書類の添付要否の考え方について（先行プラント比較）

\begin{tabular}{|c|c|c|c|c|c|c|c|c|c|c|}
\hline \multirow{3}{*}{施設区分} \& \multirow{3}{*}{No．} \& \multicolumn{4}{|c|}{東海第二発電所} \& \multicolumn{4}{|c|}{女川原子力発電所第2号機} \& \multirow{3}{*}{差異理由} \\
\hline \& \& \multirow[b]{2}{*}{添付書類名称} \& \multicolumn{2}{|l|}{今回の添付の有無} \& \multirow{2}{*}{添付書類の添付の考え方} \& \multirow{2}{*}{添付書類名称} \& \multicolumn{2}{|l|}{今回の添付の有無} \& \multirow[b]{2}{*}{添付書類の添付の考え方} \& \\
\hline \& \& \& DB \& SA \& \& \& DB \& SA \& \& \\
\hline \multirow{8}{*}{原子炉本体} \& \multirow[t]{2}{*}{25

26} \& \& \& \& \& 耐震性に関する說明書 \& $\bigcirc$ \& O \& 地震による損傷の防止の基準変更箇所への適合性 を説明するため添付する。（重大事故等対処設犕と しての評価については兼用先の要求） \& | 本表における星取りの考え方の相適 |
| :--- |
| （原子炉本体の施設区分としては SA登録ではないが，兼用先の要求 でSAとしての評価を行っているた め，明確化のためOとした） | \\

\hline \& \& \& \& \& \& 強度に関する説明書 \& $\times$ \& O \& 対象施設に係る技術基準規則及びその解釈に変更 はないため添付しない。（重大事故等対処設備とし ての評価については兼用先の要求） \& 本表における星取りの考え方の相違 （原子炉本体の施設区分としては SA登録ではないが，兼用先の要求 でSAとしての評価を行っているた め，明確化のためOとした） \\
\hline \& 27 \& \& \& \& \& 構造図 \& $\times$ \& O \& 既工事計画にて提出済みであるため既工事計画書 の読み込みしたリストを添付する。（兼用先の要求） \& － \\
\hline \& 28 \& \& \& \& \& 他の性能に関する説明書 \& $\times$ \& $\times$ \& 撚料体に対して，技術基準規則に変更はないため㳢付しない。 \& 法令改正により追加 \\
\hline \& 29 \& \& \& \& \& 原子炉本体の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面 \& $\bigcirc$ \& O \& 地震による損傷の防止の基準変更箇所への適合性 を説明するため添付する。（重大事故対処設備として の評価については兼用先の要求） \&  \\
\hline \& 30 \& \& \& \& \& 監視試験片の取付䈍所を明示した図面 \& $\times$ \& $\times$ \& 監視試験片の取付箇所に係る技術基準規則及びそ の解粎に変更はないため添付しない。 \& － \\
\hline \& 31 \& \& \& \& \& 原子炉（圧力）容器の脆性破壤防止に関する説明書 \& $\bigcirc$ \& O \& 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として適合性を説明するため添付する。 \& － \\
\hline \& 32 \& \& \& \& \& － \& － \& － \& － \& 法令改正により削除 \\
\hline
\end{tabular}

工事計画の補正における添付書類の添付要否の考え方について（先行プラント比較）

| 施設区分 | No． | 東海第二発電所 |  |  |  | 女川原子力発電所第2号機 |  |  |  | 差異理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 添付書類名称 | 今回の添付の有無 |  | 添付書類の添付の考え方 | 添付書類名称 | 今回の添付の有無 |  | 添付書類の添付の考え方 |  |
|  |  |  | DB | SA |  |  | DB | SA |  |  |
| 核燃料物質の取扱施設及 ひ貯蔵施設 | 33 <br> 34 |  |  |  |  | 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 | $\times$ | $\bigcirc$ | 重大事故等対処設備としての要求事項を満たす配置及び系統であることを説明するため添付する。 | 改造工事の有無による相造 |
|  |  |  |  |  |  | 耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。） | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | 地震による損傷の防止の基準変更箇所及び重大事故等対処設備としての地震による揁傷防止に対する適合性を説明するため添付する。 | － |
|  | 35 |  |  |  |  | 強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。） | $\times$ | 0 | 重大事故等対処設備としての材料•構造に関する適合性を説明するため添付する。 | 改造工事の有無による相遧 |
|  | 36 |  |  |  |  | 構造図 | $\times$ | 0 | 重大事故等対処設備としての要求事項を満たす構造であることを説明するため添付する。 | 改造工事の有無による相䢱 |
|  | 37 |  |  |  |  |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の要求事項を満たすことを説明するため添付する。 | － |
|  | 38 |  |  |  |  |  | $\times$ | $\times$ | 対象施設に係る技術基準規則及びその解粎に変更 はないため添付しない。 | － |
|  | 39 |  |  |  |  | 燃料取扱設備，新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しな いことに関する説明書 | $\times$ | 0 | 使用済燃料貯蔵設備の重大事故等時における未臨界性について説明するため添付する。 | － |
|  | 40 |  |  |  |  | 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使 <br>  | $\bigcirc$ | $\times$ | 燃料対等又は重量物落下による使用済燃料貯蔵槽等の機能唫失防止等に対する適合性を説明するた め添付する。 | － |
|  | 41 |  |  |  |  | 使用済燃料運搬用容器，使用済燃料貯蔵槽及び使用済燃料貯蔵用容器の泠却能力に関 する説明書 | $\times$ | $\bigcirc$ | 使用済燃料貯蔵槽の重大事故等時における冷却能 カについて説明するため添付する。 | － |
|  | 42 |  |  |  |  | 使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関す る説明書 | $\times$ | $\bigcirc$ | 使用済燃料貯蔵槽の重大事故等時における遮蔽能 カについて説明するため添付する。 | － |
|  | 43 |  |  |  |  | 使用済燃料運搬用容器の放射線遮蔽材及ぴ使用済燃料貯蔵用容器の放射線遮蔽材の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書 | $\times$ | $\times$ | 対象施設に係る技術基準規則及びその解釈に変更 はないため添付しない。 | － |
|  | 44 |  |  |  |  |  | $\times$ | $\times$ | 兼用キャスクは保有していないため添付しない。 | 法令改正により追加 |
|  | 45 |  |  |  |  | － | － | － | － | 法令改正により削除 |

工事計画の補正における添付書類の添付要否の考え方について（先行プラント比較）
本資料のうち椣囲みの内容は，他社の機宓事項を合む可可能性があるたため公開できません。


工事計画の補正における添付書類の添付要否の考え方について（先行プラント比較）
本資料のうち鈢囲みの内容は，他社の機密事項を合む可能性があるため公開をきませせん。


工事計画の補正における添付書類の添付要否の考え方について（先行プラント比較）


工事計画の補正における添付書類の添付要否の考え方について（先行プラント比較）
本資料のうち鈢囲みの内容は，他社の機密事項を合む可能性があるため公開をきませせん。

| 施設区分 | No． | 東海第二発電所 |  |  |  | 女川原子力発電所第2号機 |  |  |  | 差異理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 添付書類名称 | 今回の | の有無 | 添付書類の添付の考え方 | 添付書類名称 | 今回の添付の有無 |  | 添付書類の添付の考え方 |  |
|  |  |  | DB | SA |  |  | DB | SA |  |  |
| 放射線管理施設 | 84 |  |  |  |  | 放射線管理施設に係る機器（放射線管理用計測装置を除く。）の配置を明示した図面及び系統図 | $\bigcirc$ | O | 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の要求事項を満たす配置について説明するため添付する。 | － |
|  | 85 |  |  |  |  | 放射線管理用計測装置の構成に関する説明書 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の要求事項を満たすことを説明するため添付する。 | － |
|  | 86 |  |  |  |  | 放射線管理用計測装置の系統図及び検出器 の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の要求事項を満たすことを説明するため添付する。 | － |
|  | 87 |  |  |  |  | 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書 | $\times$ | $\bigcirc$ | 重大事故等時における環境試料分析等について説明するため添付する。 | － |
|  | 88 |  |  |  |  | 耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。） | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | 地震による損傷の防止の基準変更䉪所及び重大事故等対処設備としての適合性を説明するため添付す る。 | － |
|  | 89 |  |  |  |  | 強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。） | $\times$ | O | 重大事故等対処設備としての材料•構造に関する適合性を説明するため添付する。 | 改造工韦の有無による啚異 |
|  | 90 |  |  |  |  | 構造図 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の要求事項を満たす構造であることを説明するため添付する。 | － |
|  | 91 |  |  |  |  | 生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去に ついての計算書 | $\bigcirc$ | O |  | － |
|  | 92 |  |  |  |  | 中央制御室及び緊急時制御室の居住性に関 する説明書 する説明書 | $\bigcirc$ | O | 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の中央制御室の居住性に対する適合性を説明するため添付する。 | － |
|  | 93 |  |  |  |  | － | － | － | － | 法令改正により削除 |

工事計画の補正における添付書類の添付要否の考え方について（先行プラント比較）
本資料のうち鈢囲みの内容は，他社の機密事項を合む可能性があるため公開をきませせん。

| 施設区分 | No． | 東海第二発電所 |  |  |  | 女川原子力発電所第2号機 |  |  |  | 差異理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 添付書類名称 | 今回の添付の有無 |  | 添付書類の添付の考え方 | 添付書類名称 | 今回の添付の有無 |  | 添付書類の添付の考え方 |  |
|  |  |  | DB | SA |  |  | DB | SA |  |  |
| 原子炉格納施設 | 94 <br> 95 |  |  |  |  | 原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 | $\bigcirc$ | O | 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の要求事項を満たす配置及び系統について説明す るため添付する。 | － |
|  |  |  |  |  |  | 耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。） | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | 地震による損傷の防止の基準変更箇所及び重大事故等対処設備としての適合性を説明するため添付す る。 | － |
|  | 96 |  |  |  |  | 強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。） | $\bigcirc$ | O | 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の材料•構造に関する適合性を説明するため添付す る。 | － |
|  | 97 |  |  |  |  | 構造図 | 0 | O | 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の要求事項を満たす構造であることを説明するため添付する。 | － |
|  | 98 |  |  |  |  | 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 （原子炉格納容器本体の脆性破壊防止に関す る説明を併せて記載すること。） | 0 | $\bigcirc$ | 設計基準対象施設として変更のないこと及び重大事故等時における格納容器の機能を説明するため添付する。 | － |
|  | 99 |  |  |  |  | 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関す る説明書 | $\times$ | O | 重大事故等時における格納容器内水素濃度低減に関する適合性を説明するため添付する。 | － |
|  | 100 |  |  |  |  | 原子炉格納施設の基礎に関する説明書及び その基礎の状況を明示した図面 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | 地震による損傷の防止の基準変更箇所の適合性を説明するため添付する。 | － |
|  | 101 |  |  |  |  | 圧力低減設備その他安全設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書 | $\times$ | O | 重大事故等対処設備としての要求事項を満たすこと を説明するため添付する。 | － |
|  | 102 |  |  |  |  | 安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書（バネ式 のものに限る。） | $\bigcirc$ | O | 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の要求事項を満たすことを説明するため添付する。 | 柏崎7号機の実績反映によりDBの計算書を添付 |
|  | 103 |  |  |  |  | － | － | － | － | 法令改正により削除 |

工事計画の補正における添付書類の添付要否の考え方について（先行プラント比較）


工事計画の補正における添付書類の添付要否の考え方について（先行プラント比較）


工事計画の補正における添付書類の添付要否の考え方について（先行プラント比較）

| 施設区分 | No． | 東海第二発電所 |  |  |  | 女川原子力発電所第 2 号機 |  |  |  | 差異理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 添付書類名称 | 今回の添付の有無 |  | 添付書類の添付の考え方 | 添付書類名称 | 今回の添付の有無 |  | 添付書類の添付の考え方 |  |
|  |  |  | DB | SA |  |  | DB | SA |  |  |
| その他発電用原子炉の附属施設－5浸水防護施設 | 134 |  |  |  |  | 浸水防護施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 | O | 0 | 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備を浸水 より防護する設備としての要求事項を満たす配置及 び系統について説明するため添付する。 | － |
|  | 135 |  |  |  |  | 耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。） | $\bigcirc$ | O | 地震による損偒の防止の基準変更箇所の適合性を説明するため添付する。 | － |
|  | 136 |  |  |  |  | 強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。） | $\bigcirc$ | 0 | 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備を浸水 より防愎する設備としての要求事項を満たす構造•強度を有していることを説明するため添付する。 | － |
|  | 137 |  |  |  |  | 構造図 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備を浸水 より防護する設備としての要求事項を満たす構造で あることを説明するため添付する。 | － |
|  | 138 |  |  |  |  | － | － | － | － | 法令改正により削除 |
| その他発電用原子炉の附属施設 -6 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。） | 139 |  |  |  |  | 補機駆動用燃料設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 | $\times$ | $\bigcirc$ | 重大事故等対処設備としての要求事項を満たす配置及び系統について説明するため添付する。 | 対象設備の有無による差異 |
|  | 140 |  |  |  |  | 耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。） | $\times$ | 0 | 地震による損傷の防止の基準変更箇所及び重大事故等対処設備としての適合性を説明するため添付す る。 | 対象設備の有無による差異 |
|  | 141 |  |  |  |  | 強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。） | $\times$ | 0 | 重大事故等対処設備としての材料•構造に関する適合性を説明するため添付する。 | 対象設備の有無による差異 |
|  | 142 |  |  |  |  | 構造図 | $\times$ | $\bigcirc$ | 重大事故等対処設備としての要求事項を满たす構造であることを説明するため添付する。 | 対象設備の有無による差異 |
|  | 143 |  |  |  |  | － | － | － | － | 法令改正により削除 |

工事計画の補正における添付書類の添付要否の考え方について（先行プラント比較）
本資料のラちち枰囲みの内容は，他社の機宓事項を合む可可能性があるたため公開できません。

\begin{tabular}{|c|c|c|c|c|c|c|c|c|c|c|}
\hline \multirow{3}{*}{施設区分} \& \multirow{3}{*}{No．} \& \multicolumn{4}{|c|}{東海第二発電所} \& \multicolumn{4}{|c|}{女川原子力発電所第2号機} \& \multirow{3}{*}{差異理由} \\
\hline \& \& \multirow[b]{2}{*}{添付書類名称} \& \multicolumn{2}{|l|}{今回の添付の有無} \& \multirow[b]{2}{*}{添付書類の添付の考え方} \& \multirow[b]{2}{*}{添付書類名称} \& \multicolumn{2}{|l|}{今回の添付の有無} \& \multirow[b]{2}{*}{添付書類の添付の考え方} \& \\
\hline \& \& \& DB \& SA \& \& \& DB \& SA \& \& \\
\hline \multirow{5}{*}{その他発電用原子炉の附属施設－7非常用取水設備} \& \multirow[t]{2}{*}{144
145} \& \& \& \& \& 非常用取水設備の配置を明示した図面 \& $\bigcirc$ \& 0 \& 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の要求事項を満たす配置及び系統について説明す るため添付する。 \& － \\
\hline \& \& \& \& \& \& 耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。） \& $\bigcirc$ \& $\bigcirc$ \& 地震による損傷の防止の基準変更箇所及び重大事故等対処設備としての適合性を説明するため添付す る。 \& － \\
\hline \& 146 \& \& \& \& \& 強度に関する説明書＊${ }^{*}$（別添） \& $\bigcirc$ \& $\bigcirc$ \& 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の材料•構造に関する適合性を説明するため添付す る。 \& － \\
\hline \& 147 \& \& \& \& \& 構造図 \& $\bigcirc$ \& 0 \& 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の要求事項を満たす構造であることを説明するため添付する。 \& － \\
\hline \& 148 \& \& \& \& \& － \& － \& － \& － \& 法令改正により削除 \\
\hline \multirow{2}{*}{その他発電用原子炉の附属施設－8敷地内土木構造物} \& \multirow[t]{2}{*}{149

150} \& \& \& \& \& 斜面安定性に関する説明書（地震による斜面 の崩壊の防止措置を実施する場合のものに限 る。） \& $\times$ \& $\times$ \& 対象施設がないため添付しない。 \& － \\
\hline \& \& \& \& \& \& － \& － \& － \& － \& 法令改正により削除 \\
\hline \multirow{4}{*}{その他発電用原子炉の附属施設－9緊急時対策所} \& 151 \& \& \& \& \& 緊急時対策所の設置場所を明示した図面及 び機能に関する説明書 \& $\bigcirc$ \& 0 \& 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備におけ る緊急時対策所の機能に対する適合性を説明する ため添付する。 \& － \\
\hline \& 152 \& \& \& \& \& 耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。） \& $\bigcirc$ \& 0 \& 地震による損傷の防止の基準変更箇所及び重大事故等対処設備としての適合性を説明するため添付す る。 \& － \\
\hline \& 153 \& \& \& \& \& 緊急時対策所の居住性に関する説明書 \& $\bigcirc$ \& $\bigcirc$ \& 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備におけ る緊急時対䉒所の居住性に対する適合性を説明す るため添付する。 \& － \\
\hline \& 154 \& \& \& \& \& － \& － \& － \& － \& 法令改正により削除 \\
\hline
\end{tabular}




